徳島県開発審査会関係資料

令和4年4月1日

徳島県黒土整備部都市計画課

開発審査会への付議事項及び基準

(令和4年4月1日改定)

都市計画法施行条例が優先適用されます。

1 開発許可(法第34条第14号)

【根拠法令:法第34条第14号 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもの】

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
1	社寺仏閣及び納 骨堂の建築物に 係る開発行為	1. 本山の承認を得たものであること。 2. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号又 は徳島市都市計画法施行条例第五条第一号又は阿南 市都市計画法施行条例第六条柱書(以降、「都市計 画法施行条例第六条第一号等」とする。)に掲げる 土地の区域内であること。	2. 令和9年4月1日から適用する。ただし、令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。	・ これらの建築 物と密接(不可 分)な関係にあ る建築物を含む。
2	市び計け業移ない、も係有徳画るの転け場このると、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	1. 起業のでは、	2. 途種る 3. い(こ5よの能.5 月1し 2. かに 大が住も 大が住も 大が住も 大が住も がはがたが住も がの築 様はで概状なま 1 4ら限 を発も.。㎡,6す和用だ13 がのとりはと今適た31 がのとりはと今適た31 がのとりはと今適た31 がのとりはとのとりはとのとのものものででである。 がのとのよりはとのものものでである。 をはずで概状なま 1 4ら限 をいくのとのものものものものである。 を引きる。 がのに、ものりはと今適た31 に同る4にも可いた。 を引きる。 を引きる。 月1して、 10にで、 11にで、	・ 収対の ・ 収対の ・ 収対の ・ できるも ・ できると ・ でを ・ でを ・ できる ・ できると ・ できると ・ できる ・ できる ・ できる ・ でを ・ できる ・

番号	項目	運用事項	留 意 点	備考
3	研究調をとり 家区とり ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	1. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等 に掲げる土地の区域内であること。	1. 令和9年4月1日から適用する。 ただし,令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。	
4	市街には調整るでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	1. 事業の操業方式,就業体制,雇用形態等から勘案して適切な規模を超えないものであること。 2. 開発区域の位置が事業所の位置と適切な関係にあること。 3. 開発区域が,都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。	3. 令和9年4月1日か ら適用する。 ただし, 令和4年3 月31日以前から計画 しているものに限る。	・ 福利厚生施設 を含む。
5	土地区画整理事 業の施行されける 区域内に係る 建築物に係る 発行為	1. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。		
6	指定大規模既存る規模のは係る関係を表行為	1. 現住居が、場合いと、	3. よる含 (にすも) (にすも) (にする) (にする) (にする) (にのなっ) (· 存德宫德语言德语言语语言语语言语语言语语言语语言语语言语语言语语言语语言语言语言语言

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
7	指集別 大人にをの開発 大人にをの開発 での開発 での開発	1. 親様 模既 存集	1. 転有の当0 での (と)現地本の当0 での (と)がよる含と半にとり (と)りこむと半にとり (と)かよる含と半にとり (と)月和かにの1を区る (方)4ら内の (方)145を区る (方)7方 (方)5を区る (方)7方 (方)7方 (方)7方 	・ 指定大規模既存集高に同じ。
8	指集小の開 関 で	1. 線引前のと 線引前のと 2. 線引前のを を注したする。 2. が 開発区域が のの生活ないであるが、は、1、ののは、1、のは、1	・も 地のす 俗も , ㎡ か 3 画。 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・ 指定大規模既 存集落同じ。

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
9	大内に係る開発行為	Table Ta	2 . (い宅	・宅な・最もをは地い ・と転れのし、がし、障らか業証。接地い道小可建、でる ** は用て年て農不く農がれぎ委明道・部と限。築宅登こ 非、行か以お地可困地なるり員さの種をしむ建る・さ) 地為が既が、の又で政と合市にるた地通で場築土雑れ 証的行に経か復はあ上認等町よもめで 要合物地種で 明なわ2過つ元著り支めに農りのめで 要

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
1 0	指るめ所る開発行為の研究係	1. 対象施設は、 製造ことのした ととらした ととらした ととらした に とってでいいの るる を といった に とり の 辺の区 ととらした とり の 辺の区 ととらした とり の 辺の区 とり に とり の 辺の区 とり に とり	1. 周月1. 月月1. 月月1. 月日1. 月日1. 月日2. 日日2. 日日2. 日日3. 日日4. 日日4. 日日4. 日日4. 日日4. 日日4. 日日4. 日日4. 日日5. 日日6. 日日7. 日 <td< td=""><td>・のに関所含・1.2.3.4.5.6.7.8.</td></td<>	・のに関所含・1.2.3.4.5.6.7.8.

番号	項目	運 用 事 項	留意点	備考
1 1	物法流う動施倉係総定業一運・の開発を変換との開発を変換をは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	は、第同当第条用るあ 府務め難っ 県ン 来と 化地を通又こ 経のるの 号等と 大	周ンm 周、沿 り交能も 隣然区はあ か 3 画。周ンm 周、沿 り交能も 隣然区はあ か 3 画。周ンm 周、沿 り交能も 隣然区はあ か 3 画。	3 で交をとっクい行定。

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
1 2	社会福祉施設の建築物に係る開発行為	1. 供表 で	5. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計るしているものに限る。	・ 1. ~ 4. 管悪たと。 に課たと。
1 3	介護老人保健施 設の建築物に係 る開発行為	1.介護老人保健施設の方は法第2条第3項に規定する第2種社会編集に供する第2種社会の方は、 1.介護老人の第2種社会の高級の高級の高級のであるに、 2. 各地域の需要を考した。 3. とした規模である。 3. とした規模である。 4. 協大ののでは、 4. 協大のでは、 5. 開発区域に、 5. 開発区域が、の区域内であること。	5. 令和9年4月1日から適用する。 ただし,令和4年3月31日以前から計画しているものに限る。	・ 1. ~ 4. に ついで で で もので もので もので

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
1 4	有料老人ホーム の建築物に係る 開発行為			
14 - 1	(14-2にかか	1. 老人 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	2. 有料老人 市所でいる 4. おさい。 本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・ 1. で ・ 1. で ・ 1. で ・ 1. で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・
14 - 2	(サービス付き	1. 本 3 名 4 名 5 名 6 名 6 名 6 名 7 名 7 3 名 7 3 名 8 名 8 名 8 名 8 名 8 名 8 名 8 名 8 名 8 名	2. 中付 きま 高 高 高 基 高 基 お さ お も 日 日	・16老課.一者課たと 3にホ,つスけ確の 6大ににど向にも。 7大ににど向にも。 6本課.一者課たと

番号	項目	運 用 事 項	留意点	備考
1 5	病院の建築物に係る開発行為	1. と 第 1 条 の 5 第 1 集 で る 。 の 5 5 6 年 に こ る 適 合 。 こ に 関 と お で る 。 の 5 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る 。 の 6 5 6 年 で る の 6 5 6 年 で る の 6 5 6 年 で る の 6 5 6 年 で る は と お 発 ら の か ら 当 が な ら な の れ か ら ら と と を 変 当 れ ら の と と を 変 当 れ ら の と と を 変 当 れ ら の の の の の の の の の の の の の の の の の の		1. て認っている。2. で認っている。2. で認っている。2. で認っている。3. では、4. では、
1 6	学校の建築物に係る開発行為	1. 第 1 2 2 3 4 4 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		・ 1.で ・ 1.で ・ 7.が ・ 7.が

番号 項			————— 用	事	 項	留 意 点		
17 地域包括支ンターの建に係る開発	援セ 1 築物 行為 2 3	. 介護保険法の第 地域包括支援セン 介護施策の観点 開発区域が,者 に掲げる土地の区	5115条 ソターで支 いから支 で が 計画 は	ること。 がないも 施行条例	1 項に規定する のであること。 第六条第一号等	1.設置者が市町から委 託を受けた場合に限る 3.令和9年4月1日か ら適用する。 ただし、令和4年3 月31日以前から計画 しているものに限る。	・ 1. 2. にいて、所管課確認がとれたのであること。	にも
18 再と物用物定開 再と物用物定開 作産理す第物為	廃設建種係 2 3 4 5 6 7 8 9	 ・リ汚第あ、画、住。 、配、て、模・・・・と・の。・に対す一派5る当に当宅 た振慮開い敷で処必関。廃見 開掲をアプの。町の理校 、悪も域と規こ設小町 のに 域土を、廃条と市障処学 し、た区このる施最市 物み 区ると、廃条と市障処学 し、た区このる施最市 物み 区のが地方ス定 おい設医 辺等で、 は。、の等 理い 、の話アチに がもか莠 ににあ事 、 管券の 及て 者区 	ルッよ るのら施 対つる両 事 理模同 び, 市トクる 既で周設 しい場の 業 事で意 清所 計・等位 定あ辺及 てて合通 内 務あが 掃管 画コの置 のる3び 大影は行 容 所る得 に課 法	ン処の 都こO社 気響こに 等 等こら 関に 施ク理決 市とO会 汚をの支 か のとれ すお 行り施定 計。メ福 染及限障 ら 附。て るい 条一設を 画 一祉 ,ほりの 判 属 い 法て 例	トで要 及 ト施 水さでな 断 建 る 律確 第、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ・		

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
1 9	がるが移や己供な いるが移やこれのする がるが移や己供を がるが移やこれの がるが移り がるが移り がるが移り がるが移り がるが移り でとい用物為 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	1. 従前とほぼ同一の用途、規模で建築されるものであること。 2. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等 に掲げる土地の区域内であること。	1. 開発区域の規模についまででは、5倍以内)では、5倍以内)ででは、0mでは、の状況にもでは、20mででででいる。ことのが、やむを得までいる。のは600mが)まり、600mが)まででは600mが)まででは。	
2 0	自ル体のう,の建係 が大き当た築る が大き当た築る が大き当た築る が大きが、大きでは、 が、できる業にの発 が、できまが業なに が、できる業にの発 が、できる。 できる。 できる。 が、できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	1. 自動車リサイクル法に規定する許可が確実に見込める者が申請するとのであるででは、当該施設のの環境悪化を起こさないものを担いまする。の環境悪化を起こないものであることを、して、申請地のであることであるものである。は、予定建築物に係る排水が可能であるものである。との、一方に関係を表現を表現が、一方のである。との、一方に掲げる土地の区域内であること。	1. 自動車リサイク可のというでは、1. 自動車リサイク可のというでは、2. 自動車以上ののものに、5. 合調用では、5. 合調用では、6. 適性のは、7. 自動車のに、1. 自動車のに、2. 自動車のに、3. 1日ののに、1. 自動車のに、	
2 1	農林水産物の直 売施設等の建築 物に係る開発行 為	1. 「徳島県食育推進計画」及び「進化する資ととするとでするに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	1. 実の飲かこは常のとことでは、すまれば、また水属内とは、また水属内とは、またが、またが、は、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	・ 1. 及び2. について,所管 課に確認がとこ と。

番号 項 目	運 用 事 項	留意点	備考
2 2 特区災のにて発 特区災のにて発 で	1.で区では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	2 1 2 3 3 3 4 2 2 3 3 3 4 2 3 4 2 3 3 3 4 2 3 4 3 4	・のか物る、贈よ合で 目のした属相しの は日のした属相しの は日のした属相しの は対理てだか続た限 が難いしらに場り

番号	項目	運用事項	留 意 点	備考
2 3	特区災のにてる 特区災のにてる 特区災のにてる	1. 成子 (びのい及 で と の に と	てを民ら。途種こを つーる4にも可 内合築に し響住図る用一るの に同あね況いで 域場建用 に環等な場建準にで 域前以た形を㎡ 警移びの 民境等な場建準にで 域前以た地むり。害の及己民境等な場建準にで 域前以た地むり。害の及己民境等な場建準にで 域前以た地むり。害の及己民境等な場建準にで 域前以下を㎡ 警移びの民境等な場建準にで 域前以下を㎡ 警移びの よ説等れたが住と除いい(こ5よの能いのは物限 1、説等れたが住と除い(こ5よの能いのは物限 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・域前築いしらに場り・域前築いしらに場り区以建てだか続た限
2 4	既に関業の が	1. 既存の工場施設にという。 ままである。 ままでの工場を有する。 またした。 またいた。 またいたいたいたいた。 またいたいたいたいた。 またいたいたいたいた。 またいたいたいたいた。 またいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたい	1 1 2 2 1 2 2 1 3 画 。	・ 申請者は既存 の工場に限る。 有者に限る。

番号	項目	運 用 事 項	留 意 点	備考
2 5	準ずるもの	上記各項目及び都市計画法施行条例に掲げる各項目に準ずるもの		・ 徳島県,徳島 市,阿南市にお ける都市計画法 施行条例。
2 6	その他	1. 開発行為の目的、規模、位置等を総合的に検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、益上真にやむを得ないと認められるもの2. 周辺の環境維持ならびに今後における都市計画上支障とならないもの3. 農林漁業などの健全な発展を阻害しないものであること。 4. 開発区域が、都市計画法施行条例第六条第一号等に掲げる土地の区域内であること。	・ 原則として,関係市町長等の同意が得られていること。	

2 建築許可

【根拠法令:政令第36条第1項第3号ホ 周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不適当と認められる建築物又は第一種特定工作物】

番号	項目	運用事項	留 意 点	備考
$\begin{array}{c} 1 \\ \sim \\ 2 6 \end{array}$	開発許可1~26 に該当する建築 物の建築	開発許可に関する各項の運用基準に同じ。 なお、開発区域を建築物の敷地と読み替えるものと する。		
2 7	適法に建築された住宅の敷地内における世帯構成員の建築行為	1. 自己の居住の用に供する住宅であること。 2. 建築されている住宅の敷地の拡大を伴わないものであること。 3. 建築物の敷地が、都市計画法施行条例第六条第一号に掲げる土地の区域内であること。	3. 令和9年4月1日から適用する。 ただし、令和4年3月31日以前から計画 しているものに限る。	
2 8	療る設ホ護ケ社介設ホ変養既か一老ア会護又一更病存らム人ハ福老はム年の養、ホウ祉人有へを医護特一ス施保料のをとのでは、おいる。	1.変更後の用途が養護老人ホーム, 特別養護老人本一ム, 特別養護之人、 特別人工 (本書の本社会 (本書の (本書の (本書の (本書の (本書の (本書の (本書の (本書の	4. 令和9年4月1日か ら適用する。 ただし、令和4年3 月31日以前から計画 しているものに限る。	所管課に確認がとれたものであること。

開発審查会包括承認基準

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホの規定に該当するものとして、開発審査会に付議される案件のうち、その内容が類型的なもの、公共的見地から手続きの簡素化若しくは迅速化を要するもの、建築物の用途が住宅でその規模が過大でないもの又は市街化調整区域内における建築規制等の趣旨に反しないもの等については、開発許可事務の効率化を促進し、住民の利便に資するため、一定の基準を設け、あらかじめ開発審査会において包括的に承認を得、これに基づいて許可処分を行い、この処分後、直近の開発審査会にその旨を報告するものとする。

包括承認基準一覧表

承認番号	項	目	承	認	基	準			備	考
		大規模既存集落内における行為又は建築物の建築	,8 <u>及び10</u> (開発道路	の要件をを設ける名	満たした	もの。 は除く。	運用事項1½) :適用しない。		承認年 平31.3. (令4.4 正)	27
		大規模既存集落内における行為又は建築物の建築	の開運 開っ非固認に 以路項 以路項 は地資き地で発用 発て農定で地で、地資き地では地資き、地質・地質・法	下の設について、	たごて 農大機明委なた分留 かめのよりす譲意 かののよか	もの除点10 は点10 は点10 変あ明3 東る(年農) で証り3 にいるのは にいる にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいるのは にいる にいるのは にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	:適用しない。 れたものであ と。 地全部 事 項 ī 上継 支 障 が が あるもの。	<u>)</u> る場合に E明書*又 いることが	承認年》平31.3. (令4.4正)	27